

## 高知木の家ネットワーク規約

### (名 称)

第1条 この団体は、高知木の家ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称し、事務局を高知市内に置く。

### (目 的)

第2条 設計・建築・木材等の各業界が相互に協力や研鑽を図りながら、高知の気候や風土に合った安全で長持ちする家づくりを進め、消費者が安心して家づくりを依頼できる組織づくりを目指す。

### (事 業)

第3条 ネットワークは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消費者向けPR事業（住宅相談会・勉強会・見学会等の開催）
- (2) 会員交流事業「木の家サロン」（定例会・勉強会等の開催）
- (3) 匠を育てる事業（大工等伝統技術の伝承、経営指導等）
- (4) 各種事業との連携（高知もくもくランド企画・運営、街づくり事業等への協力等）
- (5) デジ森（インターネット）による活動展開
- (6) 建材、資材等の共同購入

### (会員の資格)

第4条 会員の資格を有するものは、次の各号の要件を備える事業者とする。

- (1) ネットワークの目的に賛同する事業者であること
- (2) 県内の木造住宅に関連する事業者であること
- (3) 県産材を積極的に使用する事業者であること
- (4) 事業者別の会員資格については次のとおりとする
  - ・ 木材会員 高知県産材の取扱い実績のある業者
  - ・ 建築会員 大工、工務店で建設賠償保険および性能保証制度に加入しているか、加入できる業者
  - ・ 設計会員 設計賠償保険に加入しているか、加入できる事務所
  - ・ 住宅設備会員 設備関連業者
  - ・ アドバイザー 不動産業、金融機関等の専門家
- (5) ネットワークには必要に応じオブザーバーを置くことができる

### (加入・脱会)

第5条 加入・脱会は理事会の承認を得なければならない。なお加入時に会費を納入するものとする。

### (役 員)

第6条 ネットワークに次の役員を置く。

理事 10名以内 監事 2名

理事の内より、会長1名、副会長若干名、事務長1名を置き、理事の互選とする。

### (役員を選任)

第7条 役員は会員の中から総会において選任する。

### (役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は「高知木の家ネットワーク」を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事は「高知木の家ネットワーク」の会務を執行する。
- (4) 事務局長は「高知木の家ネットワーク」の事務を統括する。
- (5) 監事は財務及び会務執行状況を監査し、総会に報告する。

(会議)

第10条 ネットワーク会議は、総会及び理事会とする。

2. ネットワーク会議は会長が召集し、その議長となる。

(総会)

第11条 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回、臨時総会は必要に応じて開催する。

2. 総会は次の事項を審議、決定する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 会費の額及び徴収の方法
- (5) 役員を選任
- (6) その他必要な事項

3. 総会は、半数以上の会員の出席をもって成立し、出席者の過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長が決する。

(理事会)

第12条 理事会は次の事項を決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) その他の必要な事項

2. 理事会は、半数以上の理事の出席をもって成立し、出席者の過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長が決する。

(経費)

第13条 ネットワークの経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

- 2 納入した会費は原則としてこれを返還しない。
- 3 会費の額は、次の通りとする。

入会金	30,000円
年会費	12,000円

(会計年度)

第14条 ネットワークの会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この規約は平成18年4月14日より実施する。

平成18年12月18日規約改正